

第8回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年2月22日（月）午後1時25分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地所有適格法人の設立について
 - (3) 議案第1号 農用地利用集積計画について
 - (4) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第4号 非農地証明願について
 - (7) 議案第5号 令和2年度荒廃農地調査における非農地判断について
 - (8) 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 津久井 勝之	2番 笹沼 保治	3番 秋本 則夫
4番 瀧田 歌子	5番 佐藤 孝	6番 唐橋 洋子
7番 助川 悦夫	8番 阿見 芳	9番 高瀬 隆至
10番 郡司 裕一	11番 屋代 幸子	12番 森 隆道
13番 荒井 一夫	14番 越沼 良	15番 鈴木 賢一
16番 相馬 和恵	17番 木村 光一	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 長谷川 淳
 - (2) 総括主幹兼農業振興係長 伊 藤 甲 文
 - (3) 総括主幹兼農地調整係長 海 野 計 洋
 - (4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚
 - (5) 農政課農政係主査 渡 辺 智 志
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時25分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（省略）

- 事務局 (長谷川 淳) それでは、第8回農業委員会総会に入ります。はじめに、会長のあいさつをお願いします。
- 議長 (荒井 一夫) <あいさつ>
 本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第8回農業委員会総会を開催いたします。
 議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。
 <異議なしの声あり>
- 議長 (荒井 一夫) 異議なしの声ですので、議事録署名人には、14番越沼委員、15番鈴木委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の伊藤係長をお願いいたします。
 それでは議事に入ります。
 報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 1～2 ページ>
- 議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
 <挙手なし>
- 議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
 次に報告第2号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 3～4 ページ>
- 議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
 <挙手なし>
- 議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。
 次に議案第1号「農用地利用集積計画について」を上程します。
 本件中に議事参与に該当する案件がありますことから、8番阿見委員、9番高瀬委員、10番郡司委員は退室願います。
 <8番阿見委員、9番高瀬委員、10番郡司委員 退室>
- 議長 (荒井 一夫) はじめに事務局から説明をお願いします。
- 事務局 (渡辺 智志) <総会資料説明 5～17ページ>
 利用権設定等促進事業 計 86件
 農地中間管理機構特例事業 計 2件
 農地中間管理事業 計 2件
- 議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は、原案のとおり承認することといたします。

議案審議終了により8番阿見委員、9番高瀬委員、10番郡司委員入室を認めます。

<8番阿見委員、9番高瀬委員、10番郡司委員 入室>

議長 (荒井 一夫) 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は19件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料説明 18~20 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員 (笹沼 保治) 去る2月18日、事務局とともに現地調査班第3班が現地調査を行いましたので、代表いたしまして調査結果をご報告いたします。

ただ今の農地法第3条の規定による許可申請19件について、地元推進委員及び事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題は無いと思われれます。以上ご報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は6件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 21~26 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員（笹沼 保治） 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、住宅地に囲まれたところで、用途地域に指定されておりますので、何ら問題はないと思われま

す。番号2は、内環状北大通り線沿いで、既存の事務所を拡張するものです。事務局の説明にもあったとおり、今後の事務所の事業展開をすすめる上で、規模拡大が必要であるとのことで問題はないものと思われま

す。番号3は、一時転用ですがコロナの影響も考慮して9月まで、と長めに設定したとのことで問題ないと思われま

す。番号4は、隣接の農地と入り組んだ変形な土地関係となっており、土地利用がしづらい形状のため、交換により農転許可申請したよう

です。すでに申請箇所は敷地の一部として利用されておりましたが、始末書も添付されており、やむを得ないものとして見てまいりました。

番号5のうち、奥の筆は周囲を住宅に囲まれた状態で申請地が取り残された状態となっておりました。道路側の筆は平成元年頃に申請者の父が庭木等を植えて宅地として利用していたとのことで始末書が添付されておりました。用途地域にも指定されておりますので許可することにやむを得ないものとして見てまいりました。

番号6は、第1種農地ですが、父である貸人の住宅の前に分家住宅を建築するもので、問題ないものとして思われま

す。議 長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「非農地証明願について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（海野 計洋） <総会資料説明 27～28 ページ>

議 長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。笹沼委員。

現地調査担当委員（笹沼 保治） 調査結果についてご報告いたします。

番号1は、公図を見せてもらいましたが、7筆が筆界未定となっており、土地の境界が分かりづらいところ

の6番の案件の南側に隣接しており、庭木が植えてありました。

番号2は、屋敷裏に目隠し用として植林したものですが、他人の敷地でしかも農地だとは知らずに植林してしまったようです。

以上、どちらも非農地となってから20年以上経過しており、農地に復元することは非常に困難と思われまますので、非農地証明することに問題ないものと思われまます。以上ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めまます。

議案第4号は、原案のとおり証明することといたしまます。

次に議案第5号「令和2年度荒廃農地調査における非農地判断について」を上程しまます。事務局から説明願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料29ページ及び別紙位置図にて説明>

少し紛らわしいですが、皆様ご存じの「非農地証明」と今回審議いただきまます「非農地判断」という、それぞれ違った制度がありまますので、まますは、それらの制度について簡単に説明いたしまます。

まます、非農地証明についてですが、土地所有者などから「20年以上農地としては利用してないのて、農地ではないことを証明してくだきまます」というような旨の申し出を農業委員会が受けまますて、この所有者などからの申し出により「農地ではないことを証明すること」を非農地証明と言いまます。なお、これは農地法には規定のない行政サービスになりまます。

一方、非農地判断ですが、農地法では毎年1回、農地の利用状況調査、農地パトロールを実施しなければならないとされておいまます。委員の皆様には日頃から農地パトロールを実施していただいおいまますて、昨年8月31日から9月4日までの5日間について、耕作放棄地の実態把握を中心といたしまますて、農業委員・推進委員・事務局による集中的な農地パトロールを実施いたしまました。

パトロールにおいて確認した耕作放棄地のうち、その土地が森林の様相を呈している場合や土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合は、農地法で定める農地に該当しないものとして、農業委員会の職権により、農地では無いと判断することができるとされておいまます。このことを非農地判断といい

ます。

なお、非農地判断をいたしました農地につきましては、農業委員会が管理する農地台帳から除外するとともに、所有者に対し非農地通知を送付いたします。

また、非農地通知を受け取った所有者は、法務局で登記簿の地目を農地以外の現況に合った地目に変更して頂くことになります。

<非農地判断 所有者3名、計8筆 1,781㎡>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 孝委員 5番、佐藤です。山林の様相を呈しているとありますが、今後の地目はどのようになるのですか。

事務局 (須藤 義尚) こちらに記載の1番から7番については、委員会からの非農地通知には現況・山林で通知いたします。ただ、地目につきましては、今の状況であれば山林で登記されると思いますが、最終的には法務局の登記官の判断で決定されます。8番については、原野で非農地通知を出します。こちら最終的には法務局の登記官が現地を確認して、登記の地目を判断されると思います。

議長 (荒井 一夫) 他にございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり非農地と判断することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は原案のとおり決定することといたします。

次に議案第6号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局 (海野 計洋) <総会資料説明 30～33ページ>

農業委員会等に関する法律第6条第2項で、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられたところです。

また、第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めなければならないとされており、7条2項では、その指針

を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聞かなければならないとされております。

なお、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うとありますことから、平成29年に作成した指針を見直し、改正する必要があります。

本年1月22日の推進委員会会議において、農業委員にも同席いただきまして、平成29年に作成した指針の見直し案について説明し、推進委員の意見を伺いますとともに、農業委員からご意見がある場合には2月1日まで意見を伺うこととしておりました。皆さまからは特段の意見もありませんでしたので、推進委員会会議でお示しした指針見直し案を本日改めまして皆さまにご審議いただくものです。

主な改正点（令和6年3月での目標値）

- ・遊休農地の割合 0%
- ・担い手への集積率 80%
- ・新規参入法人数 9法人

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり決定することといたします。

以上で本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願います。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で8回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時22分 閉会